【改正前】

第 3 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」という。）は、契約を希望する者が所定の利用申込書に、所定の事項を記入し記名捺印した上、RSUPPORT に提出し、RSUPPORT が必要な審査・手続等を経た後に承諾することにより成立する。
2. 利用申込書の提出は、RSUPPORT が認める場合に限り、インターネット等を用いたオンラインによる利用申込をもって代えることができる。

第 15 条（年間利用料の改定）

RSUPPORT は本サービスの年間利用料を随時改定することができる。但し、改定された年間利用料は、改定後の契約者による支払いについてのみ適用されるものとし、遡及的には適用されない。年間利用料を改定する際には、契約者に対して 60 日以上前に、ホームページに掲載して通知する。

【改正後】

第 3 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用にかかる契約（以下「利用契約」という。）は、以下の各場合に、RSUPPORT と契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）との間で成立する。

   (1)契約希望者が所定の利用申込書に、所定の事項を記入し記名捺印した上、RSUPPORT に提出し、RSUPPORT が必要な審査・手続等を経た後に承諾し、その旨を契約希望者に通知すること

2. 契約希望者が、所定の利用申込書に、所定の事項を記入し記名捺印した上、RSUPPORT 販売代理店（以下「代理店」という。）に提出し、代理店より[本サービス利用に係る ID 及びパスワード]を受領又は利用者に交付される通知(電話、電子メールも含む)、書類の受領をもって、契約の成立、とする。利用申込書の提出は、RSUPPORT が認める場合に限り、インターネット等を用いたオンラインによる利用申込をもって代えることができる。

第 15 条（年間利用料の改定）

RSUPPORT は本サービスの年間利用料を随時改定することができる。但し、改定された年間利用料 は、改定後の契約者による支払いについてのみ適用されるものとし、遡及的には適用されない。年間利用料を改定する際（但し、値上げの場合に限る。）には、契約者に対して 60 日以上前に、ホームページに掲載して通知する。